

新監査公表第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 3 年 3 月 25 日

新潟市監査委員	高 井 昭一郎
同	伊 藤 秀 夫
同	風 間 ルミ子
同	竹 内 功

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

建築部	公共建築第2課
農林水産部	農村整備・水産課
南区役所	産業振興課、建設課
西蒲区役所	建設課
監査実施工事の関係部署	

(2) 対象工事

ア 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事

(ア) 令和元年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事で、竣工期限が令和2年4月以降の工事

(イ) 令和2年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事

イ 土木工事

(ア) 令和元年度及び令和2年度に契約した、当初設計金額250万円を超える工事

4 監査の着眼点

- (1) 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- (2) 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- (3) 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- (4) 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。
また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- (5) 工事請負契約は適正に行われているか。
- (6) 関係機関との調整は適切に行われているか。
- (7) 工程管理、安全管理は適切に行われているか。

- (8) 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- (9) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

5 監査の主な実施内容

監査の対象工事のうちから契約額、工種、進捗率、設計変更の有無等を基に工事を抽出し、法令遵守はもとより、工事が設計図書どおりに施工されているか、実施設計が適切になされているかを基本に、安全性、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、関係書類の審査、聴き取り調査及び現地調査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局、監査対象部・区執務室及び対象工事場所等

(2) 実施日程

令和2年9月11日～令和3年3月25日

7 監査の結果

監査の結果、計画・設計・積算・施工及び監理については、建築、電気設備、機械設備及び土木に関連した設計指針、技術・積算基準及び各種特記仕様書などに基づき、概ね適正に行われていたが、次の事項について改善・検討の必要が認められたので、今後は必要な措置を講じ、適正な執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

監査にあたって見られた特に注意すべき事項については、以下のとおりである。

ア 計画に関すること

(ア) 河川法の許可を得ていなかったもの

イ 設計に関すること

(ア) 防火上主要な間仕切壁の貫通部に、法定の防火設備（防火ダンパー）を設置しなかったもの

(イ) 延焼の恐れのある部分の開口部を防火設備としなかったもの

ウ 積算、監理に関すること

(ア) コンクリート構造物取壊し工及び運搬工の体積を過大に計上していたものや工事打合せ簿の専決が誤っていたものなど

- (イ) 路上路盤再生工における六価クロム溶出試験費及び配合試験費が未計上となっていたもの
- (ウ) 設計変更又は工期変更に関する事項について、工事打合せ簿での協議を怠っていたもの
- (エ) 工期変更の協議が調う前に変更契約をしていたもの